

大津市ふるさと納税推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市にふるさと納税を行った者（市内に住所を有する者を除く。以下「寄附者」という。）に対して、地域の魅力ある物品又はサービスを返礼品として贈呈することにより、ふるさと納税の推進を図るとともに、市内産業の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金に係る寄附をいう。
- (2) 応援事業者 次のいずれかに該当する法人その他の団体又は個人事業主をいう。
 - ア 市内に本社又は主たる事業所（工場等を含む。）を有する者であること。
 - イ 次のいずれかに該当するものを提供する者（アに掲げる者を除く。）であること。
 - (イ) 本市の地域資源を活用した物品又はサービス
 - (ロ) 本市の広報を目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市独自の返礼品等であることが明白なもの
- (3) 地元特産品等 市内で製造、加工、採取、栽培等する商品又は応援事業者が提供する物品又はサービスに係る商品をいう。
- (4) 返礼品 第7条第1項の規定による承認を受けた応援事業者が提供する当該承認に係る地元特産品等であって、市長が寄附者に贈呈するものをいう。
- (5) 送付等業務受託業者 市から湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等の業務を受託した事業者をいう。

(返礼品の贈呈)

第3条 市長は、寄附者（10,000円以上のふるさと納税を行った者に限る。）に対し、返礼品を贈呈する。この場合において、市が応援事業者に対し負担する額（消費税及び地方消費税並びに梱包に要する費用を含む。以下「市負担額」という。）は、寄附金の額に10分の3を乗じて得た額（その額1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を越えないものとする。

2 返礼品の原価は、市負担額を下回ってはならないものとする。

(返礼品の贈呈の手続)

第4条 送付等業務受託業者は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、速やかに当該返礼品を提供する応援事業者に連絡の上、寄附者に対し返礼品を送付する手続をとるものとする。

2 応援事業者及び送付等業務受託業者は、返礼品の送付に際し、社会通念上妥当と認めら

れる範囲において、自社の商品又はサービスのパンフレット等を同封することができる。

- 3 応援事業者は、送付等業務受託業者に返礼品を引き渡したときは、送付等業務受託業者に対し、第3条第1項の規定により算定した市負担額の支払を請求するものとする。
- 4 送付等業務受託業者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに応援事業者が指定する金融機関口座に振り込む方法により市負担額を支払うものとする。
- 5 送付等業務受託業者は、返礼品の送付手続が完了したときは、市長に対し、前項の規定により応援事業者を支払った市負担額その他一切の費用（送付又は提供等に係る費用を含む。）の支払を請求するものとする。
- 6 市長は、前項の規定による請求があったときは、送付等業務受託業者が指定する金融機関口座に振り込む方法により市負担額等を支払うものとする。
- 7 応援事業者及び送付等業務受託業者は、返礼品を送付した年度の末日から1年を経過する日までの間、当該返礼品の送付に係る関係書類を保管しておかなければならない。
（応援事業者の資格要件）

第5条 応援事業者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 大津市税に滞納がないこと。
- (2) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (3) その他市長が募集の際に定める要件を満たしていること。

（ふるさと納税推進事業への参加の承認申請）

第6条 応援事業者としてこの要綱による事業（以下「ふるさと納税推進事業」という。）に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、大津市ふるさと納税推進事業参加承認申請書（誓約書兼同意書）（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品一覧
- (2) パンフレット等の申請者の行う事業の概要が分かる書類
- (3) ふるさと納税推進事業において提供しようとする地元特産品等の紹介パンフレット等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、当該申請に係る地元特産品等が受注生産によるなど寄附者への送付までに一定期間を要するもの又は季節限定品など送付の時期が限られるものである場合は、申請書にその旨を記載しなければならない。

（ふるさと納税推進事業への参加承認等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者の参加を承認したときは大津市ふるさと納税推進事業参加承認通知書（様式第2号）により、参加を承認しないときは大津市ふるさと納税推進事業参加不承認通知書（様式第3号）により当該申請者に通知する。

2 市長は、応援事業者又は返礼品がふるさと納税推進事業にふさわしくないと認められたときは、ふるさと納税推進事業への参加の承認を取り消すことができるものとする。

（応援事業者の責務）

第8条 応援事業者は、前条第1項の承認を受けた後、返礼品の変更又は追加を行おうとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 応援事業者は、返礼品の発送の遅延、販売の中止、品質及び送付過程の事故等の問題が生じたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

3 応援事業者は、提供した返礼品の品質、性能等の商品に関する苦情、事故に対しては、責任を持って誠実に対応しなければならない。

4 応援事業者は、大津市がふるさと納税推進事業の広報を目的としたホームページ、パンフレット等の製作のために必要な協力を行わなければならない。

（委託の禁止）

第9条 応援事業者は、ふるさと納税推進事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 応援事業者は、ふるさと納税推進事業の実施に係る権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の取扱い）

第10条 応援事業者は、ふるさと納税推進事業に係る事務を処理するために取得した個人情報の取扱いについては、別に定める大津市ふるさと納税推進事業個人情報取扱要領

を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと納税推進事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行し、同日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用する。
- 2 この要綱の規定に基づくふるさと納税推進事業への参加の承認の手續その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 前項の規定に基づきこの要綱の施行前に行われた第7条第1項の規定による承認の有効期限は、同条第2項の規定にかかわらず、平成25年10月1日から平成26年3月31日（同日までにふるさと納税を行った寄附者に対する返礼品の送付が完了していない場合にあっては、当該送付が完了した日）までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、同日以後に納税を行った者について適用し、同日前に納税を行った者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第4条の2の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふ

るさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市ふるさと納税推進事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市ふるさと納税推進事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市ふるさと納税推進事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)第1号により使用されている書類は、改正後の様式第1号によるものとみなす。
 - 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、なお使用することができる。